

沖縄県避難者向け借上げ住宅実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、東日本大震災等により、住宅を失い、又は使用することができず、自らの資力では住宅を得ることのできない避難者に対して、災害救助法（以下「法」という。）に基づく応急仮設住宅として借り上げる民間賃貸住宅（以下「借上げ住宅」という。）を、沖縄県が供給するために必要な事項を定めるものである。

（入居者の要件）

第2条 借上げ住宅に入居できる者は、以下の各号の条件すべてに合致する者とする。

- (1) 福島県から避難してきた者（地震発生時に福島県に居住していた者に限る。）
- (2) 自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者

（県の役割）

第3条 県は、借上げ住宅に関する以下の事務を行う。

- (1) 借上げ住宅の申し込みに関すること
- (2) 借上げ住宅の入居許可に関すること
- (3) 借上げ住宅の所有者との契約に関すること
- (4) 借上げ住宅の家賃等の支払いに関すること
- (5) 借上げ住宅に係る仲介手数料の支払いに関すること
- (6) その他借上げ住宅の所有者、仲介業者及び関係団体等との調整に関すること

（入居者の役割）

第4条 借上げ住宅の入居者は、借上げ住宅の適切な維持管理に努めるとともに、「沖縄県避難者向け借上げ住宅入居募集要領」及び「沖縄県借上げ住宅賃貸借契約書」に規定する入居者の義務等を遵守しなければならない。

- 2 借上げ住宅の入居者は、借上げ住宅を退去する場合は県に届け出なければならない。

（仲介業者又は所有者の役割）

第5条 仲介業者又は所有者は、入居者が借上げ住宅を退去した場合は、県に報告するものとする。

- 2 仲介業者又は所有者は、「沖縄県借上げ住宅賃貸借契約書」（様式第1号）を作成のうえ、損害賠償保険の加入を証する書類を添えて、県に提出するものとする。

（借上げ住宅の条件）

第6条 借上げ住宅は、耐震性が確認されたものとする。また、家賃は6万円を標準として別に定めることとし、賃貸借契約締結時における敷金、礼金が発生するものは、借上げ住宅の対象としない。

- 2 住宅の借上げ予定期間は、福島県からの避難者については、別表第1のとおりとする。宮城県からの避難者については別表第2のとおりとする。岩手県からの

避難者については、入居の日から6年間とする。千葉県からの避難者については、契約の日から3年間とする。

- 3 第2条に規定する者が、平成23年5月23日より前に第1項の規定を満たす民間賃貸住宅に入居している場合においては、入居者の申し出により、当該住宅を借上げ住宅とすることができる。

(経費の負担)

第7条 借上げ住宅に必要な経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 借上げ住宅の家賃、共益費、及び入居期間延長に係る手数料は、県が全額負担する。
- (2) 借上げ住宅の明け渡し時において原状回復に要する費用は、退去修繕負担金として、県が全額負担することとし、1物件あたり賃料の2ヵ月分を上限とする。
- (3) 仲介手数料及び入居期間延長に係る手数料は、県が全額負担することとし、1物件あたり賃料の0.54ヵ月分を上限とする。
- (4) 損害賠償保険の加入に要する費用は、県が全額負担する。ただし、賃料0.5ヵ月分を上限とする。また、入居期間延長に伴う損害賠償保険料についても同様とする。
- (5) 前1号から4号に規定する費用以外は、入居者が全額負担するものとする。

(入居者の募集等)

第8条 県は、借上げ住宅の入居者の決定等に必要な事項は、「沖縄県避難者向け借上げ住宅入居募集要領」として別に定めるものとする。

(借上げ住宅の契約)

第9条 県は、借上げ住宅の所有者と賃貸借契約を締結する場合は、「沖縄県借上げ住宅賃貸借契約書」(様式第1号)により行うものとする。

(事務の委託)

第10条 県は、借上げ住宅の供給に関する事務の一部を、市町村等に委託することができる。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、県が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成23年6月7日から施行し、6月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の沖縄県避難者向け借上げ住宅実施要綱の規定により入居許可を受けている青森県、栃木県及び千葉県からの避難者については、なお従前の例による。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の沖縄県避難者向け借上げ住宅実施要綱の規定により入居許可を受けている茨城県からの避難者については、なお従前の例による。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 23 年 12 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の沖縄県避難者向け借上げ住宅実施要綱の規定により入居許可を受けている宮城県からの避難者については、なお従前の例による。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の沖縄県避難者向け借上げ住宅実施要綱の規定により入居許可を受けている岩手県からの避難者については、なお従前の例による。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 26 年 8 月 18 日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 29 年 10 月 25 日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 30 年 9 月 21 日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和 2 年 1 月 8 日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 12 日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和 4 年 2 月 15 日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和 5 年 1 月 10 日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和 5 年 12 月 8 日から施行する。

(附 則)

1 この要綱は、令和 7 年 2 月 14 日から施行する。

別表第 1（第 6 条第 2 項関係）

対象者	借り上げ予定期間
(1) 以下の町から避難している者 ・大熊町、双葉町の全域	令和 8 年 3 月 31 日
(2) 以下の町村または区域から避難している者 ・富岡町、浪江町の全域 ・葛尾村及び飯舘村の帰還困難区域	令和 2 年 3 月 31 日
(3) 以下の市町から避難している者で、公共事業の工期等の関係により当該期間内に住居確保ができない特別の事情がある者 ・南相馬市、川俣町、葛尾村、飯舘村の避難指示解除区域 ※対象者については、福島県が特定する。	
(4) 以下の市村の区域から避難している者 ・南相馬市、川俣町、葛尾村、飯舘村の避難指示解除区域（上記（3）を除く） ・南相馬市の帰還困難区域（小高区） ・川内村の避難指示解除区域（下川内字貝ノ坂・萩の地区）	
(5) 以下の市町から避難している者で、公共事業の工期等の関係により当該期間内に住居確保ができない特別の事情がある者 ・檜葉町、いわき市 ※対象者については、福島県が特定する。	平成 31 年 3 月 31 日
(6) 以下の市町から避難している者 ・檜葉町、いわき市（上記（5）を除く） ・相馬市、南相馬市（上記（3）及び（4）を除く）、 広野町、新地町	
(7) その他の者	平成 29 年 3 月 31 日

別表第 2（第 6 条第 2 項関係）

対象者	借り上げ予定期間
(1) 以下の市町から避難してきた者で、次のいずれかの要件に該当する者 石巻市、気仙沼市、名取市、東松島市、女川町及び南三陸町 ①災害公営住宅への入居や防災集団移転等、公共事業による自宅の再建先は決まっているが、工期等の関	入居日から 8 年間。 ただし、平成 31 年 3 月 31 日を超えないものとする

係から 7 年間の供与期間内に仮設住宅を退去できない者 ②公共事業以外で、自宅の再建(再建先・再建時期)は決まっているが、工期等の関係から 7 年間の供与期間内に仮設住宅を退去できない者。(ただし、気仙沼市、東松島市及び南三陸町で被災した者を除く) ※対象者の特定については、宮城県が行う。	
(2) 仙台市から避難してきた者で、かつ、いずれかの要件に該当する者 【要件】 ①災害公営住宅の入居や防災集団移転等、公共事業による自宅の再建先は決まっているが、工期等の関係から 5 年の供与期間内に仮設住宅を退去できない者 ② 公共事業以外で、自宅の再建(再建先・再建時期)は決まっているが、工期等の関係から 5 年の供与期間内に仮設住宅を退去できない者	入居の日から 6 年間とする。ただし、供与期間の終期について平成 29 年 3 月 31 日を超えないものとする。
(3) 仙台市から避難してきた者で、上段に該当しない者	入居日から 5 年間
(4) その他の者	入居日から 6 年間